

懲罰規程改正に関する説明会

JFA法務管理部

March 22, 2024

Japan Football Association

JFA



今回の懲罰規程改正の趣旨及び目的

1) 「警告」及び「退場」に伴う懲罰の国際基準に合わせた見直し

(〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準)

「警告」及び「退場」に伴う出場停止等に関する規定について、FIFA および AFC 等の懲罰規程が定める国際的基準に合わせて改正するもの(違反行為の分類及び量刑)。

2) 裁定委員会・規律委員会の懲罰基準について(27 条 2 項、34 条 3 項)

競技および競技会に関連して生じることを想定して設置されている各規定(〔別紙1〕)について、規律委員会が懲罰基準として適用可能であること、反対に、競技および競技会以外の場面において生じることを想定した各規定(第 34 条)について、裁定委員会が懲罰基準として適用可能であること、をそれぞれ確認的に明確化する。

3) 不服申立委員会の事案の公表(48 条の2)

裁定委員会および規律委員会の決定の公表(第 23 条の 2)と同様に、不服申立委員会の決定およびその概要についても同様の公表基準の下、公表する。

「警告」及び「退場」に伴う懲罰の国際基準に合わせた
見直し

主な改正箇所 「警告」及び「退場」に伴う懲罰に関して

1) 懲罰基準の分類及び量刑をFIFA、AFCの基準に合わせて整理

その中で最も影響のある改正

“著しい反則行為”が**最低1試合**から**最低2試合**の出場停止処分となる

2) 「同種の違反を繰り返した場合の取扱い」(2倍ルール)の適用がないものの整理
(〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準 1-1、1-2、2-1は適用除外)

3) 各項目に規定していた「同種の違反を繰り返した場合の取扱い」等について
〔別紙1〕の冒頭にまとめて記載

※改正前後で大きな変更があるものではない

4) 原則として本改正は2024年4月1日に施行となります。

※競技会が期を跨いでいる等の状況であれば適用開始時期は加盟団体によって調整可

改正箇所

3) 同種の違反を繰り返した場合の取扱い等を〔別紙1〕の冒頭にまとめて記載

現行のJFA懲罰規程

〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準

<例>

2-2. 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為

- ① 1回目の場合:最低2試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合:最低4試合の出場停止及び罰金

2-3. 選手等に対してつばを吐きかける行為

- ① 1回目の場合:最低6試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合:最低12ヶ月の出場停止及び罰金

改正後のJFA懲罰規程

〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準

競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰基準を下記の通り定める。なお、1-1、1-2及び2-1を除き、共通して、以下の各号の定めを適用する。

(1) 同一競技会において同種の違反を繰り返した場合の出場停止試合数又は期間は、下記に定める最低の試合数又は期間に2を乗じた数とする。ただし、情状等によりこれを軽減することは妨げない。

(2) 下記に定める最低の出場停止試合数又は期間を超えて懲罰を科す場合、違反行為及びその結果の重大性に依りてこれを行う。

(3) 2試合以上の出場停止処分を科す場合、原則として、罰金が併科されるものとする。

- これまで各違反行為の箇所に繰り返し同種の違反を繰り返した場合の懲罰内容を記載してしたが、(1)の通り冒頭に繰り返し同種の違反を繰り返した場合の対応を記載することとした。

改正箇所

2) 「同一競技会で同種の違反を繰り返した場合の取扱い」の適用がないものの整理

現行のJFA懲罰規程

〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準

1. 警告

競技規則に基づき主審が警告を命じた場合で、以下の1-1又は1-2に該当する場合、規律委員会は各項①号以下の定めにより懲罰を科す。

1-1. 異なる試合において繰り返し警告を受けた場合

- ① 当該競技会において繰り返し警告を命じられた場合：〔別紙2〕第2条第1項に従い、当該競技会において最低1試合の出場停止。
- ② 当該競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合（以下、単に「繰り返した場合」という。）：当該競技会において最低2試合の出場停止。

1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合

- ① 1回目の場合：最低1試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合：最低2試合の出場停止及び罰金。

改正後のJFA懲罰規程

〔別紙1〕競技及び競技会に関する懲罰基準

競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰基準を下記の通り定める。なお、1-1、1-2及び2-1を除き、共通して、以下の各号の定めを適用する。

：

（各号省略）

1. 警告

競技規則に基づき主審が警告を命じた場合で、以下の1-1又は1-2に該当するとき、規律委員会は以下の各号の定めにより懲罰を科す。

1-1. 当該競技会の異なる試合において繰り返し警告を受けた場合

1試合の出場停止（〔別紙2〕第2条第1項に従う）

1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合

1試合の出場停止

2. 退場

競技規則に基づき主審が退場を命じた場合、規律委員会は、以下の各号の定めにより懲罰を科す。

2-1. 相手チームの決定的得点機会の阻止

1試合の出場停止

上記3点（1-1、1-2、2-1）については繰り返した場合の取扱いは適用しない

改正箇所

1)「警告」及び「退場」に伴う懲罰の国際基準に合わせた見直し

現行のJFA懲罰規程

2. 退場

競技規則に基づき主審が退場を命じた場合、規律委員会は、以下の2-1(1)から(10)又は2-2から2-7の①号以下の定めにより懲罰を科す。

2-1. 以下のいずれかに該当する場合

- (1) 著しい反則行為
- (2) きわめて危険な行為
- (3) 乱暴な行為
- (4) 審判員の判定に対する執拗な抗議
- (5) 他の選手、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- (6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 戦略的な行為を繰り返す
- (9) 主審に無断で抗議のためにフィールドを離れる行為
- (10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為

- ① 1回目の場合:最低1試合の出場停止
- ② 繰り返した場合(内容は同一でなくてもよい):最低2試合の出場停止及び罰金

2-2. 選手等に対する暴行・脅迫及び一般大衆に対する挑発行為

- ① 1回目の場合:最低2試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合:最低4試合の出場停止及び罰金

2-3. 選手等に対してつばを吐きかける行為

- ① 1回目の場合:最低6試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合:最低12ヶ月の出場停止及び罰金

改正後のJFA懲罰規程

2. 退場

2-1. 相手チームの決定的得点機会の阻止
1試合の出場停止 ※最低の記載なし

新規

2-2. 意図的に警告又は退場を受ける行為
最低1試合の出場停止

新規

2-3. 著しい反則行為
最低2試合の出場停止及び罰金

2-4. 選手等に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用
最低1試合の出場停止

2-5. 選手等に対する反スポーツ的行為
最低1試合の出場停止

2-6. 選手等に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)
最低3試合の出場停止及び罰金

2-7. 観客に対する挑発行為
最低2試合の出場停止及び罰金

2-13. その他競技規則に基づき審判により退場を命じられた場合
最低1試合の出場停止

改正箇所

1)「警告」及び「退場」に伴う懲罰の国際基準に合わせた見直し

現行のJFA懲罰規程

2-1. (4) 審判員の判定に対する執拗な講義

- ① 1回目の場合:最低1試合の出場停止
- ② 繰り返した場合:最低2試合の出場停止及び罰金

2-4. 審判員に対する侮辱又は公然の名誉毀損行為

- ① 1回目の場合:最低2試合の出場停止
- ② 繰り返した場合:最低4試合の出場停止及び罰金

2-5. 審判員に対する傷害の意図のない乱暴な行為

- ① 1回目の場合:最低4試合の出場停止及び罰金
- ② 繰り返した場合:最低8試合の出場停止及び罰金

2-6. 審判員に対する暴行・脅迫

- ① 1回目の場合:最低6ヶ月の出場停止及び罰金。
- ② 繰り返した場合:最低12ヶ月の出場停止及び罰金

2-7. 審判員に対してつばを吐きかける行為

- ① 1回目の場合:最低12ヶ月の出場停止及び罰金。
- ② 繰り返した場合:無期限の出場停止

改正後のJFA懲罰規程

2-8. 審判員の判定に対する執拗な抗議
最低1試合の出場停止

2-9. 審判員に対する攻撃的、侮辱的若しくは暴力的言葉又はジェスチャーの使用
最低4試合の出場停止及び罰金

2-10. 審判員に対する反スポーツ的行為
最低4試合の出場停止及び罰金

2-11. 審判員に対する威嚇又は脅迫
最低6ヶ月間の出場停止及び罰金

2-12. 審判員に対する暴行(肘打ち、パンチ、蹴り、噛みつき、唾を吐きかける又は殴打する等)
最低12ヶ月間の出場停止及び罰金

<まとめ・ふりかえり>

- 懲罰基準の分類及び量刑をFIFA、AFCの基準に合わせ整理
最も影響のある改正“著しい反則行為”が最低1試合から最低2試合の出場停止処分となる
- 「同一競技会で同種の違反を繰り返した場合の取扱い」(2倍ルール)の適用がないものの整理
⇒1-1、1-2、2-1は適用除外
- 「同種の違反を繰り返した場合の取扱い」等を〔別紙1〕冒頭にまとめて記載
- 原則として本改正は2024年4月1日に施行
※競技会が期を跨いでいる等の状況であれば適用開始時期は加盟団体によって調整可

改正後の規程の取り扱いに関して

改定後の規程の実務上の取り扱い

例1. 同一競技会内で同一選手がイエローカードを2枚受けての退場を繰り返した場合

→“1. 警告 1-2 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合”に該当し、繰り返しが適用されないので2回目でも1試合の出場停止処分となる。

例2. 同一競技会内で累積による出場停止を繰り返した場合

→“1. 警告 1-1 当該競技会の異なる試合において繰り返し警告を受けた場合”に該当し、繰り返しが適用されないので、1試合の出場停止となる。

例3. 同一競技会内で“決定的得点機会の阻止で退場を繰り返した場合

→“1. 退場 2-1 決定的得点機会の阻止”に該当し、繰り返しが適用されないので、1試合の出場停止となる。

例4. 同一競技会内で“著しい反則行為”で同一選手が3度目の退場をした場合

→“2. 退場 2-3 著しい反則行為 最低2試合の出場停止”に該当し繰り返しが発生した場合2を乗じた数とする。したがって原則として今回のケースでは最低2試合に2を乗じた最低4試合の出場停止処分を科すことになる。(原則としては複数回繰り返しても、あくまで元々の量刑の2倍が量刑となる。)

裁定委員会・規律委員会の懲罰基準について (27条2項、34条3項)

改正箇所

2) 裁定委員会・規律委員会の懲罰基準について(27条2項、34条3項)

現行のJFA懲罰規程

第27条〔競技及び競技会に関する懲罰基準〕

競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会に関する懲罰基準』に従って科されるものとする。

改正後のJFA懲罰規程

第27条〔競技及び競技会に関する懲罰基準〕

1. 競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会に関する懲罰基準』に従って科されるものとする。

2. 競技及び競技会に関連せずに別紙1の定める違反行為が認められた場合、裁定委員会は別紙1に基づき懲罰を科することができる。

新規

- 裁定委員会においても競技及び競技会に関する違反行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会に関する懲罰基準』を引用して懲罰を科することを明確化した。

<例> 3-2-1. 公文書の偽造・変造

サッカーに関連して、公文書(住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない)を偽造・変造した場合

不服申立委員会の事案の公表(48条の2)

改正箇所

3) 不服申立委員会の事案の公表(48条の2)

現行のJFA懲罰規程

改正後のJFA懲罰規程

第48条の2〔決定の公表〕

新規

本協会は、不服申立委員会の決定及びその概要を原則として公表する。ただし、公表にあたり、申立人又はその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮するものとし、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合において、公表を差し控えることができるものとする。

- これまで、不服申立委員会の決定を公表するとの規定はなかったが、規律委員会、裁定委員会と同様に公表することの規定を設けている。

Thank you.